

レインボー・ブリッジクラブ会則

(DNAバンク賛助会)

(名称)

第1条 本会は、レインボー・ブリッジクラブ（NPO法人精神疾患死後脳・DNAバンク運営委員会賛助会）と称する。

(目的)

第2条 本会は、精神医学の発展に寄与するため、精神疾患の原因と治療の研究に必要なDNAバンク運営に必要な研究基金を善意にもとづく寄附金によって設立し、あわせて会員に精神疾患についての知識の普及を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1) DNAバンク運営に必要な研究基金を、善意の寄附金によって収集する。
- 2) ニュースレターを発行する。
- 3) 総会等を開催する。
- 4) 精神疾患に関する医学的知識の普及並びに会員相互の親睦を図る。
- 5) その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

(会員)

第4条

- 1) 本会の趣旨を理解し、DNAバンク運営の指針に賛同し、指定の手続きにしたがって寄附金を郵便局振替口座におさめた者をレインボー・ブリッジクラブ会員とする。
- 2) 当事者・その家族の方にかぎり、個人会員は一般会員あるいは特別会員のどちらかを選ぶことができる。
- 3) 会員資格は個人、営利・非営利団体の別を問わないものとする。
- 4) 入退会は、希望により随時会員の自由とする。
- 5) プライバシー保護を希望する会員にあっては、運営委員会で責任をもって配慮する。
- 6) 実際にDNAバンク運営を行う運営委員会は、同時にレインボー・ブリッジクラブ会員であることを原則とする。運営委員の選考は運営委員会で行い、下記に述べる賛助会総会で報告する。運営委員によって構成される運営委員会会則は、別途定める。

(寄附金)

第5条

- 1) 寄附金は、年会費として個人会員は一口千円、団体会員は一口1万円を原則とするが、それ以下の額であっても場合によっては受け付ける事が可能となるよう配慮する。
- 2) 寄附金は、年会費として特別会員の場合一口3千円とする。ただし、この3千円を支払うことで、当講座が運営している精神疾患研究のための死後脳バンク賛助会であるつばめ会にも同時に入会したこととする。寄附金3千円の内訳は、2千円が「つばめ会」に、1千円がレインボー・ブリッジクラブの運営のために使用される。納付された寄附金は、特別な理由がない限り、返還することはできない。
- 3) 寄附金の使途については、定期的に発行するニュースレターによって、各会員に明らかにする。また総会において報告し、各会員の承認を得るものとする。

(役員と事務局)

第6条 本会の事務局を公立大学法人福島県立医科大学神経精神医学講座内に置く。会長は、講座責任者である丹羽真一とする。副会長、事務局長、監事は会長が任命し、レインボー・ブリッジクラブ総会で承認を受ける。

(総会)

第7条 総会は年一回開催する。総会を招集するには、会長が各会員に対し、会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに通知する。総会は、会員の3分の1以上の出席がなければ、開会することができない。諸事情により出席できない会員は、出席会員に対して、委任状を提出することができる。委任状を提出した会員は、出席したものとみなす。総会での報告並びに議決事項は、基金使途に関する報告と承認、選考されたNPO法人精神疾患死後脳・DNAバンク運営委員・審議委員の承認、その他運営全体に関わる事項とする。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

附則

この会則は、平成9年12月25日から施行する。

この会則は、平成15年6月1日一部改正

この会則は、平成16年5月23日一部改正・追加

学外審議委員は東日本国際大学名誉教授・福島大学名誉教授・明珍昭次氏、福島県精神保健福祉会連合会つばさ会会長 相澤與一氏、社団法人日本てんかん協会福島県支部代表 吉田大二氏とする。